

PTA規約

府中市立府中第五中学校 PTA

昭和 36 年	6 月 5 日	規約制定
昭和 37 年	6 月 28 日	規約施行
昭和 38 年	3 月 16 日	一部改正
昭和 44 年	5 月 8 日	〃
昭和 45 年	5 月 8 日	〃
昭和 61 年	4 月 26 日	〃
昭和 62 年	4 月 28 日	〃
平成 2 年	4 月 21 日	〃
平成 7 年	4 月 21 日	一部改正
平成 8 年	4 月 20 日	〃
平成 9 年	4 月 19 日	〃
平成 11 年	4 月 17 日	〃
平成 14 年	4 月 15 日	〃
平成 15 年	4 月 14 日	〃
平成 17 年	4 月 18 日	〃
平成 18 年	4 月 17 日	〃
平成 19 年	4 月 23 日	〃
平成 20 年	4 月 26 日	〃
平成 21 年	4 月 25 日	〃
平成 23 年	3 月 3 日	〃
平成 25 年	4 月 20 日	〃
平成 26 年	4 月 19 日	〃
平成 27 年	4 月 18 日	〃
平成 30 年	4 月 24 日	〃

第一章 名 称

第一条 この会は、府中市立府中第五中学校PTA（略称 府中五中PTA）と称し事務所を府中第五中学校内に置く。

第二章 目的及び事業

第二条 この会は、保護者と教職員とが協力して、民主的教育の充実向上と生徒の福祉をはかることを目的とする。

第三条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。
（ただし、特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とする活動、公私の選挙の候補者の推薦、または学校の運営、教職員の人事の干渉は行なわない。）

- 一、良い保護者、良い教職員となるよう務めること
- 一、生徒の学業、保健、厚生等援助奨励すること
- 一、生徒の校外生活の健全化に関すること
- 一、教職員の教育上の研究を援助すること
- 一、会員の親睦をはかり、教養を高めること
- 一、会員の慶弔に関すること
- 一、その他、この会の目的を達成するために必要と認めた事業

第三章 会 員

第四条 この会の会員は、府中第五中学校生徒の保護者と教職員とする。

第五条 会員は会費を納めるものとする。

第六条 会員は、すべて平等の義務と権利を有する。

第四章 集 会

第七条 この会の集会は、つぎの通りとする。

1. 総 会
2. 役員会
3. 常任委員会
4. 各委員会

第八条 総会は、この会の最高機関であつて、重要な事項を議決する。

第九条 総会は、毎年一回を定例とする。

総会は、会長が招集し、議長はその都度別に選出する。

ただし、役員会が必要認めるとき、または、会員の五分の一以上の要請があつたときは、会長は臨時総会を開かなければならない。

第十条 定期総会は、原則として毎年年度初めに開き、次のことを行う。

1. 前年度事業報告及び決算の承認
2. 役員の変更及び承認
3. 本年度の事業計画及び予算の審議決定
4. その他必要な事項の審議決定

第十一条 総会の成立は、会員数の五分の一（委任状を含む）とし議事は、出席者の過半数で決定する。役員会、常任委員会の議事は、出席者の過半数で決定する。

第十二条 役員会は、会長が招集し、重要事項を審議する。

第十三条 常任委員会は、役員及び各委員会の三役及び教職員で構成され、会長が招集し、会務を審議し執行する。

第五章 組 織

第十四条 この会に次の委員会・サポート制度を置く。

1. 学年委員会（各学年に置く）
2. 文化厚生委員会
3. 広報委員会
4. 校外指導委員会
5. P T Aサポート

第十五条 各委員会・サポート制度の任務は、次のとおりとする。

1. 学年委員会 学級及び学年に関する活動
2. 文化厚生委員会 会員の研修、親睦をはかり、生徒の健康増進に関する活動
3. 広報委員会 広報誌の発行及び広報に関する活動
4. 校外指導委員会 生徒の校外生活の健全化及び環境浄化に関する活動
5. P T Aサポート P T A活動に伴うサポート活動

第六章 役員

第十六条 この会に次の役員、委員及び顧問を置く。

1. 本部役員
 - ・会長 1名 (P1名)
 - ・副会長 3名または4名 (P2名または3名、T1名)
 - ・書記 3名 (P2名、T1名)
 - ・会計および総務
3名または4名 (P2名または3名、T1名)
2. 常任委員 (各委員会三役)
 - ・委員長 1名
 - ・副委員長 1名
 - ・書記及び会計 1名
3. 委員
4. 顧問 (校長)

第十七条 役員、委員の選出の方法は、次のとおりとする。

1. 会長、副会長、書記、会計、総務は、役員選出規定による推薦委員会において、全会員の中から定員以上を推薦し、総会で選任する。
2. 各学級の会員の中から学年委員、広報委員、校外委員として各2名、文化厚生委員として1名を選出する。
教職員から各委員1名を選出する。
3. 各委員会の三役は各委員会で選出する。教職員の役員及び委員は、校長の推薦による。

第十八条 役員の任期は一年とする。ただし、再任はさまたげない。

第十九条 役員の任務は、次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
3. 書記は、総会、常任委員会、この会の活動に関する重要事項を記録し、書類を保管する。
4. 会計は、この会の会計を処理する。
5. 総務は、この会の庶務をおこなう。また、会計を補佐する。
6. 各委員会の三役は、委員会を運営し、そのうち2名以上は常任委員会に出席する。
7. 委員は、第十五条に定められた活動を分担する。
8. 顧問は、すべての集会に出席して意見を述べるができる。

第七章 会計

- 第二十条 この会の事業に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入によって支弁する。会費は一世帯年額1800円（保険料を含む）とし全納する。ただし、転入の場合減免することができる。
- 第二十一条 この会の会計は、総会において決議された予算にもとづいて行われる。
- 第二十二条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。
- 第二十三条 この会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第八章 会計監査

- 第二十四条 この会の会計を監査するために、2名の監査を置く。
- 第二十五条 会計監査の任期及び選出の方法は役員任期及び選出方法に準ずる。

第九章 個人情報

- 第二十六条 この会は個人情報（会員の名前、住所、電話番号、個人を特定できる情報）の取得や利用、管理については次の通りとする。
1. 個人情報を取得する際は、利用目的を定め、これを伝達する。
 2. 取得した個人情報は、定められた目的を達することに限り利用する。
 3. 取得した個人情報は安全に管理する。
 4. 個人情報を他人に渡す際は、本人の同意を得る。
 5. 本人からの個人情報の開示請求には応じる。

付 則

第二十七条 会長は、常任委員会の決議を経て会則の施行または運営について必要な細則を定めることができる。

第二十八条 慶弔規定、役員選出規定は細則をもって定める。

第二十九条 本会則は、総会の決議によらなければ改廃することができない。

第三十条 本会に次の表簿を備える。

1. 会員名簿
2. 会計簿
3. 記録簿
4. その他必要な表簿

細則一 慶弔規定

(昭和 41 年 11 月 1 日 規定施行)

(昭和 53 年 3 月 9 日 一部改正)

(昭和 62 年 2 月 23 日 一部改正)

(平成 8 年 4 月 20 日 一部改正)

(平成 9 年 4 月 19 日 一部改正)

(平成 11 年 4 月 17 日 一部改正)

(平成 15 年 4 月 14 日 一部改正)

(平成 18 年 4 月 17 日 一部改正)

(平成 21 年 4 月 25 日 一部改正)

第一条 この規定はPTA会員及び家族の慶弔見舞等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第二条 本会は次の事項に該当したとき弔慰金を贈る。

1. 会員の死亡 5, 000円
2. 会員の家族の死亡 5, 000円
 - ・生徒
 - ・配偶者
 - ・教職員の親及び子

第三条 本会は、次の事項に該当したとき見舞い金を贈る。

1. 教職員の三十日以上病気欠勤 5, 000円
2. 教職員及び生徒の病気、災害による十四日以上入院 5, 000円

第四条 本会は、次の事項に該当したとき祝い金を贈る。

1. 教職員の結婚 5, 000円
2. 教職員及びその配偶者の出産 5, 000円

第五条 本会は、次の事項に該当したとき記念品を贈る。

1. 教職員の転任または退職 5, 000円

第六条 本会は前条までの規定にかかわらず特別の場合には、常任委員会の決議を経て、特例を設けることができる。

細則二 役員選出規定

(昭和 53 年 3 月 9 日 一部改正)

(昭和 56 年 2 月 18 日 一部改正)

(平成 8 年 4 月 20 日 一部改正)

(平成 9 年 4 月 19 日 一部改正)

(平成 11 年 4 月 17 日 一部改正)

(平成 21 年 4 月 25 日 一部改正)

(平成 30 年 4 月 24 日 一部改正)

第一条 この規定は、P T A 会員より、本部役員及び会計監査を選出することを目的とする。

第二条 一学年、二学年の各学級より 1 名、及び教職員 1 名をもって推薦委員会とする。

第三条 推薦委員会は、互選により委員長 1 名、副委員長 1 名、書記 1 名を選出する。

第四条 推薦委員会は、全会員にはかり候補者を選出する。

第五条 推薦委員会は、慎重審議の上、会長、副会長、書記、会計、総務ならびに会計監査の各々について候補者を推薦する。

第六条 推薦委員会は、推薦についての一切の権限を委任される。

第七条 推薦委員が推薦委員会で役員候補に推薦された場合は、推薦委員を辞退しなければならない。この場合、該当学級は、推薦委員の補充を行うことができる。

第八条 推薦委員は、会議の内容及び選出候補者についての守秘義務を担う。

第九条 推薦委員会は、各々の候補者の内諾を得て、会長に報告し、総会五日前までに会員に公示する。

第十条 推薦委員会は、総会において役員と会計監査候補の承諾を得、その任を終わる。